

令和8年度 介護保険料について

1. 賦課の根拠及び納入義務者

介護保険料は、介護保険法及び杵築市介護保険条例の規定により65歳以上の第1号被保険者に対して賦課されます。

2. 賦課期日

4月1日です。令和8年4月から令和9年3月までの間に第1号被保険者の資格を有する月数（資格取得日を含み、資格喪失は前月まで）に応じて賦課されます。（※65歳到達で第1号被保険者の資格を取得する場合は、誕生日前日が資格取得日となります。1日が誕生日の方は誕生日の前月より保険料が賦課されます。）

3. 保険料の納付方法について

年齢到達や杵築市への転入等により、新たに介護保険に加入された場合、初年度は、普通徴収（納付書での納付または口座振替）になります。

なお、特別徴収（年金からの差し引き）は、公的年金（老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金）を年間18万円以上受給している方が対象となり、市と日本年金機構等の年金支給機関との名簿の照合作業によって行われます。そのため、特別徴収のための手続きは特に必要ありませんが、開始にはおおむね7～12か月程度期間を要します。特別徴収が始まる際（徴収方法の変更時）には、事前に通知いたします。

4. 保 険 料 杵築市の基準額は、月額 **5,950 円**。

年間保険料額＝基準額（5,950 円）×基準額に対する割合×12 ヶ月
※100 円未満切り捨て

5. 令和8年度における特例措置

- ① 介護保険料施行令の改正により、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の場合、令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の引き上げ（引き上げ後65万円）がなかったものとして、合計所得金額の算定及び市民税の課税・非課税の判定を行います。これにより、市民税は非課税でも、介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。
- ② 令和7年度及び令和8年度のいずれも市民税が非課税の場合は、上記①により課税とみなした場合でも、非課税として介護保険料の算定を行います。

～段階ごとの保険料については、次ページをご参照ください～

○ 段階ごとの保険料は、次のとおりとなります。

区 分	対 象 者	年間保険料
第 1 段階 (基準額×0.285)	・生活保護受給者 ・世帯全員が ・市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税かつ本人年金収入等 82 万 6 千 5 百円 以下	20,300 円
第 2 段階 (基準額×0.485)	・世帯全員が市民税非課税かつ 本人年金収入等 82 万 6 千 5 百円 超 120 万円 以下	34,600 円
第 3 段階 (基準額×0.685)	・世帯全員が市民税非課税かつ 本人年金収入等 120 万円 超	48,900 円
第 4 段階 (基準額×0.85)	・本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等 82 万 6 千 5 百円 以下	60,600 円
第 5 段階 (基準額×1.00)	・本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等 82 万 6 千 5 百円 超	71,400 円
第 6 段階 (基準額×1.20)	・市民税課税かつ合計所得金額 120 万円 未満	85,600 円
第 7 段階 (基準額×1.30)	・市民税課税かつ合計所得金額 120 万円 以上 210 万円 未満	92,800 円
第 8 段階 (基準額×1.50)	・市民税課税かつ合計所得金額 210 万円 以上 320 万円 未満	107,100 円
第 9 段階 (基準額×1.70)	・市民税課税かつ合計所得金額 320 万円 以上 420 万円 未満	121,300 円
第 1 0 段階 (基準額×1.90)	・市民税課税かつ合計所得金額 420 万円 以上 520 万円 未満	135,600 円
第 1 1 段階 (基準額×2.10)	・市民税課税かつ合計所得金額 520 万円 以上 620 万円 未満	149,900 円
第 1 2 段階 (基準額×2.30)	・市民税課税かつ合計所得金額 620 万円 以上 720 万円 未満	164,200 円
第 1 3 段階 (基準額×2.40)	・市民税課税かつ合計所得金額 720 万円 以上	171,300 円

※ 年金収入等とは、課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）の合計のことです。また、給与所得がある場合、給与所得（給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合には、給与所得と当該所得金額調整控除の額の合計額）から最大 10 万円を控除します。

※ 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いた所得の合計です。介護保険料の算定には長期譲渡所得および短期譲渡所得（土地の売却等に係る所得）に係る特別控除額を控除した額を用いています。

＜保険料についてのお問い合わせ＞

杵築市役所 税務課 TEL 0978-62-1805

●保険料の算定について 市民税係 ●保険料の納付について 収納係